

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年9月24日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

I C T活用教育支援等業務委託

(2) 目的

区立小・中学校における I C Tを活用した授業や児童・生徒の学習の方法の提案及び教員の授業づくりの支援、また教員の I C Tスキルを向上させるための研修や研究の実施の支援により I C Tを活用した教育の推進を図り、また授業準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和8・9・10・11年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の前年度の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と単年度ごとに随意契約を締結する。

※令和11年度の履行期間については夏～秋ごろまでとなる可能性がある。

(4) 業務内容

※令和8年度以降の業務内容については、実施方法及び履行場所等について、令和7年度の実施状況を鑑み、変更する可能性がある。

- 1) 教員へ I C Tを活用した教育（学習活動やプログラミング教育、学校行事等の教育活動全般）に関する授業事例の紹介・提案、授業内容に対する相談・助言及び教材作成支援
- 2) 授業及び学校行事等の教育活動全般における教員及び児童・生徒が行う I C T関連（プログラミング教育を含む）の操作支援
- 3) 学校及び区が実施する研修における講師及び、研究等における指導、相談・助言及び支援
- 4) 端末やアプリ、アカウント及び学習者用デジタル教科書の設定及び運用支援
- 5) I C T機器（プログラミング教育教材を含む）の障害発生時における一次切り分け及び運用保守事業者への引継ぎ
- 6) 以下を対象とした I C T操作の習熟に関するアンケートの実施、集計、報告（各学期各1回、計各3回）

①区立小・中学校児童・生徒（約50,000人）

②区立小・中学校教員（約3,000人）

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 過去3年間（令和3年4月～令和6年3月）において、公立小中学校の児童・生徒数1万人以上の地方公共団体での、I C Tを活用した授業や児童・生徒の学習方法

の提案及び教員の授業づくりの支援、又は教員のICTスキルを向上させるための研修や研究の実施、又はこれに類似する支援業務を実施した実績を有すること。

- (6) ICT支援員を管理育成する専門部署を有し、教育業界や学校の事情・学校特有のインフラ環境を理解し、ICT支援員に対して適切な運用支援を行えること。
- (7) 本業務を担当する部署がISMS/ISO27001を取得していること。
- (8) プライバシーマークを取得していること。
- (9) 教育ICT推進支援業務委託業者選定委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 本業務を円滑に実施するために十分な実施体制が確保されているか
- (3) 本業務を円滑に実施するために十分な連絡体制が確保されているか
- (4) ICT支援員の資質は適正か（採用方法・採用基準・資格要件等）
- (5) ICT支援員への指導・研修体制は適正か
- (6) その他の提案事項は、効果的な業務実施が期待できるものであるか
- (7) 受託経費見積りの妥当性
- (8) 類似業務に係る受託実績

5 審査方法

委託先の候補者を選定するため、「教育ICT推進支援業務委託業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

〈選定委員会の構成員〉

教育総合センター長	宇都宮 聡
教育研究・ICT推進課長	柄澤 武志
教育指導課副参事	赤司 祐介
砧中学校長	加藤 敏久
千歳台小学校長	寺村 尚彦
DX推進担当課長	齊藤 真徳

6 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷5丁目38番1号

世田谷区立教育総合センター1階

電話 03-6453-1506 ファクシミリ 03-6453-1534

E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の公開期間、場所及び方法

①期間 令和6年9月24日（火）から令和6年10月7日（月）まで

②方法 世田谷区のホームページからのダウンロードによる（区ホームページ画面よりページ番号18096を検索すると該当ページが出てきます。）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和6年10月7日（月）午後5時まで

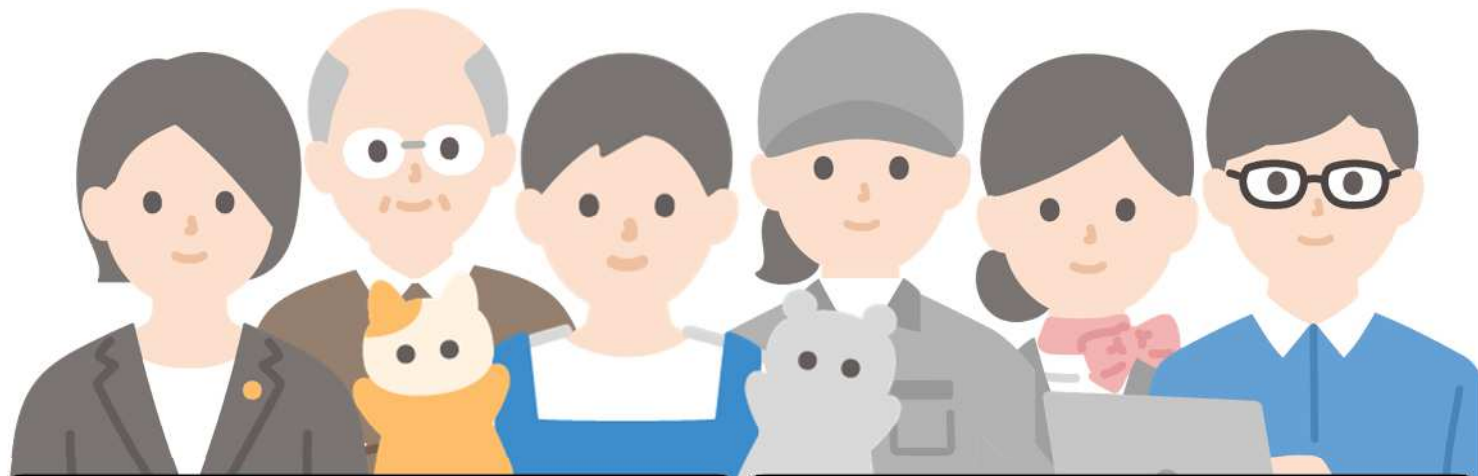
②提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課

- ③方 法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。
- (4) 提案書の提出期限、場所及び方法
- ①提出期限 令和6年10月30日（水）午後5時まで
 - ②提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課
 - ③方法 メールにデータ添付による(E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp)。
- ※別紙「実施要領兼説明書」を確認すること

7 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (5) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は教育研究・ICT推進課とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (10) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (11) 詳細は、提案条件説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。